

バス高速輸送システム旅客連絡運輸規則の一部改正（2026年2月27日九州旅客鉄道株式会社公告第13号）

バス高速輸送システム旅客連絡運輸規則（2023年7月20日九州旅客鉄道株式会社公告第6号）の一部を次のように改正し、2026年3月14日から施行します。

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第7条 旅客規則第4条第1項、同条第2項第2号、第5条、第9条、第10条及び第11条の規定は、この編に準用する。</p> <p>(注1) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第4条 運賃・料金前払の原則</p> <p>第5条 契約の成立時期及び適用規定</p> <p>第9条 期間の計算方</p> <p>第10条 乗車券類等に対する証明</p> <p>第11条 旅客等の提示又は提出する書類</p> <p>(注2) 旅客規則第4条第2項第1号及び同第9章第1節に規定するギフトカードの取扱いは、当社線の駅において当社線発となる乗車券への引換え及び乗車変更等の取扱いを行う場合に限り、連絡運輸に適用することができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券の種類)</p> <p>第10条 乗車券の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券 { <u>片道乗車券</u> <u>往復乗車券</u> <u>連続乗車券</u></p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第7条 旅客規則第4条第1項、同条第2項第2号、第5条、第9条、第10条及び第11条の規定は、この編に準用する。</p> <p>(注1) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第4条 運賃・料金前払の原則</p> <p>第5条 契約の成立時期及び適用規定</p> <p>第9条 期間の計算方</p> <p>第10条 乗車券類等に対する証明</p> <p>第11条 旅客等の提示又は提出する書類</p> <p>(注2) 旅客規則第4条第2項第1号及び同第9章第1節に規定するギフトカードの取扱いは、当社線の駅において当社線発となる乗車券への引換え及び乗車変更等の取扱いを行う場合に限り、連絡運輸に適用することができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券の種類)</p> <p>第10条 乗車券の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券</p>

現行	改正
<p>(2) 定期乗車券 { 通勤定期乗車券 通学定期乗車券</p> <p>(3) 団体乗車券</p> <p>(中略)</p> <p>(乗車券の発売範囲)</p> <p>第12条 乗車券を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 駅において発売する乗車券は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、<u>次の各号に掲げる場合で、その発着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券を発売することがある。</u></p> <p><u>(1) 旅客規則第3条第9号に規定する指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合</u></p> <p><u>(2) 当社線の駅で自動車線の駅発となる前号に規定する普通乗車券以外の普通乗車券を発売する場合</u></p> <p><u>(3) 発売駅の属する運輸機関内の駅から有効となる団体乗車券を発売する場合</u></p> <p><u>(4) 発売駅の属する運輸機関内の駅から有効となる定期乗車券を発売する場合</u></p> <p>3 車内において発売する乗車券は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車等に有効なものに限って発売する。ただし、前途に有効な乗車券を発売することがある。</p> <p><u>(注1) 連続乗車券は、各区間ごとの発着駅が連絡運輸区域内にあり、かつ、自動車線区間については、規程別表に示されている自動車線旅客運賃に基づいて運賃計算ができる場合に限って発売する。</u></p>	<p>(2) 定期乗車券 { 通勤定期乗車券 通学定期乗車券</p> <p>(3) 団体乗車券</p> <p>(中略)</p> <p>(乗車券の発売範囲)</p> <p>第12条 乗車券を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 駅において発売する乗車券は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、<u>他駅から有効な乗車券類を発売することがある。</u></p> <p>3 車内において発売する乗車券は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車等に有効なものに限って発売する。ただし、前途に有効な乗車券を発売することがある。</p>

現行	改正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(普通乗車券の発売)</p> <p>第 14 条 <u>旅客が列車等に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券又は連続乗車券を発売する。</u></p> <p>(1) <u>片道乗車券</u></p> <p><u>普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道 1 回乗車する場合に発売する。ただし、旅客規則第 68 条第 4 項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。</u></p> <p>(2) <u>往復乗車券</u></p> <p><u>往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間であつて、往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復 1 回乗車する場合に発売する。</u></p> <p>(3) <u>連続乗車券</u></p> <p><u>前各号の乗車券を発売できない連続した区間（当該区間が 2 区間までのものに限る。）をそれぞれ 1 回乗車（以下「連続乗車」という。）する場合に発売する。</u></p> <p><u>(普通乗車券の発売方)</u></p> <p>第 15 条 <u>前条の規定によつて発売する普通乗車券の発売方については、旅客規則第 26 条の 2 の規定を準用する。</u></p> <p>(学生割引普通乗車券の発売)</p> <p>第 16 条 学校及び救護施設指定取扱規則（1987 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 3 号）第 2 条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が、当社線と自動車線とを通算した<u>片道の</u>営業キロが 100 キロメートルを超える区間を旅行する場合で、次条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、割引普通乗車券を発売する。</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(普通乗車券の発売)</p> <p>第 14 条 <u>旅客が列車等に旅客運賃計算経路の連続した区間を片道 1 回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合は、普通乗車券を発売する。ただし、旅客規則第 68 条第 4 項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切つて計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。</u></p> <p>第 15 条 <u>削除</u></p> <p>(学生割引普通乗車券の発売)</p> <p>第 16 条 学校及び救護施設指定取扱規則（1987 年 4 月九州旅客鉄道株式会社公告第 3 号）第 2 条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が、当社線と自動車線とを通算した営業キロ <u>(2 枚の割引普通乗車券を発売する場合は、それぞれの営業キロ)</u> が 100 キロメートルを超える区間を旅行する場合で、次条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、</p>

現行	改正
<p>(学生割引証)</p> <p>第 17 条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によつて割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信による教育を行う学校にあつては、有効期間）・発行年月日・学校所在地（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）・学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間<u>及び乗車券の種類</u>を記入して提出するものとする。</p>	<p>割引普通乗車券を <u>2枚まで同時に</u>発売する。</p> <p>(学生割引証)</p> <p>第 17 条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によつて割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信による教育を行う学校にあつては、有効期間）・発行年月日・学校所在地（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業<u>会場</u>又は試験会場の所在地を含む。）・学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車区間 <u>(通信教育学校用にあつては乗車区間及び乗車券の種類)</u> を記入して提出するものとする。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(被救護者割引普通乗車券の発売)</p> <p>第 18 条 学校及び救護施設指定取扱規則第 21 条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、次条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、<u>片道又は往復の</u>割引普通乗車券を発売する。</p> <p>2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため被救護者に付添人を付ける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人を限つて、前項の規定を準用する。</p> <p>3 前項の規定によつて付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、</p>	<p>(被救護者割引普通乗車券の発売)</p> <p>第 18 条 学校及び救護施設指定取扱規則第 21 条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、次条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、<u>片道乗車又は往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復 1 回乗車（以下「往復乗車」という。）</u>となる割引普通乗車券を発売する。</p> <p>2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため被救護者に付添人を付ける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人について付添人 1 人を限つて、前項の規定を準用する。</p> <p>3 前項の規定によつて付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、</p>

現行	改正
<p>被救護者が<u>片道乗車券</u>を購入するときであつても、付添人に対して<u>往復乗車券</u>を発売することがある。</p> <p>(被救護者割引証)</p> <p>第 19 条 被救護者は、前条の規定によつて割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・<u>乗車券の種類</u>・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>被救護者が<u>片道乗車となる割引普通乗車券</u>を購入するときであつても、付添人に対して<u>往復乗車となる割引普通乗車券</u>を発売することがある。</p> <p>(被救護者割引証)</p> <p>第 19 条 被救護者は、前条の規定によつて割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・<u>乗車行程</u>・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。</p> <p>(中略)</p>
<p>(通学定期乗車券の発売)</p> <p>第 22 条 指定学校の学生、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は旅客規則第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月又は 6 箇月有効の通学定期乗車券を発売する。</p> <p>(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校（通信による教育を行う学校にあつては面接授業又は試験会場を含む。）もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合</p> <p>(2) 当社線と自動車線とを通算して 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合</p> <p>(3) 区間及び経路を同じくして順路によつて乗車する場合</p> <p>(中略)</p>	<p>(通学定期乗車券の発売)</p> <p>第 22 条 指定学校の学生、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は旅客規則第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月又は 6 箇月有効の通学定期乗車券を発売する。</p> <p>(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校（通信による教育を行う学校にあつては面接授業<u>会場</u>又は試験会場を含む。）もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合</p> <p>(2) 当社線と自動車線とを通算して 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合</p> <p>(3) 区間及び経路を同じくして順路によつて乗車する場合</p> <p>(中略)</p>

現行	改正
<p>(旅客運賃の種類)</p> <p>第 28 条 旅客運賃の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通旅客運賃 { <u>片道普通旅客運賃</u> <u>往復普通旅客運賃</u> <u>連続普通旅客運賃</u></p> <p>(2) 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃 通学定期旅客運賃</p> <p>(3) 団体旅客運賃</p> <p>(中略)</p>	<p>(旅客運賃の種類)</p> <p>第 28 条 旅客運賃の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通旅客運賃</p> <p>(2) 定期旅客運賃 { 通勤定期旅客運賃 通学定期旅客運賃</p> <p>(3) 団体旅客運賃</p> <p>(中略)</p>
<p>(大人普通旅客運賃)</p> <p>第 32 条 大人普通旅客運賃は、次の各号に<u>定めるところにより計算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 大人片道普通旅客運賃は、次に掲げる当社線と自動車線の大人片道普通旅客運賃を併算した額とする。</u></p> <p><u>イ</u> 当社線 旅客規則の定めるところによつて計算した運賃から 60 円を低減した額</p> <p><u>ロ</u> 自動車線 J R 九州バス株式会社が定める旅客運賃から 40 円を低減した額</p> <p><u>(2) 大人往復普通旅客運賃は、前号によつて計算した大人片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。</u></p> <p><u>(3) 大人連続普通旅客運賃は、各区间ごとに、第 1 号の規定によつて計</u></p>	<p>(大人普通旅客運賃)</p> <p>第 32 条 大人普通旅客運賃は、次の各号に掲げる当社線と自動車線の大人普通旅客運賃を併算した額とする。</p> <p><u>(1)</u> 当社線 旅客規則の定めるところによつて計算した運賃から 60 円を低減した額</p> <p><u>(2)</u> 自動車線 J R 九州バス株式会社が定める旅客運賃から 40 円を低減した額</p>

現行	改正
<p><u>算した運賃を合算した額とする。ただし、当該区間が当社線内又は自動車線内のみに限られるものであるときは、当該区間の当社線又は自動車線に対する旅客運賃からの低減は行わない。</u></p> <p>(大人割引普通旅客運賃)</p> <p>第 33 条 大人割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に<u>定めるところにより計算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 大人片道割引普通旅客運賃は、次</u>によつて計算したものを併算した額とする。</p> <p><u>イ</u> 当社線区間 大人<u>片道</u>普通旅客運賃から割引額を控除し、旅客規則第 74 条第 1 項に規定する端数整理（以下「端数整理」という。）した額</p> <p><u>ロ</u> 自動車線区間 大人<u>片道</u>普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p><u>(2) 大人往復割引普通旅客運賃は、前号の規定による大人片道割引普通旅客運賃を 2 倍した額とする。</u></p> <p><u>(3) 連続乗車する場合の大人割引普通旅客運賃は、各区间ごとに、前条第 3 号の規定によつて計算した旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額を合算した額とする。</u></p>	<p>(大人割引普通旅客運賃)</p> <p>第 33 条 大人割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号によつて計算したものを併算した額とする。</p> <p><u>(1)</u> 当社線区間 大人普通旅客運賃から割引額を控除し、旅客規則第 74 条第 1 項に規定する端数整理（以下「端数整理」という。）した額</p> <p><u>(2)</u> 自動車線区間 大人普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p>
<p>(小児普通旅客運賃)</p> <p>第 34 条 小児普通旅客運賃は、次の各号に<u>定めるところにより計算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 小児片道普通旅客運賃は、次に掲げる当社線と自動車線の小児片道普通旅客運賃を併算した額とする。</u></p> <p><u>イ</u> 当社線区間 旅客規則の定めるところによつて計算した運賃から 30 円を低減した額</p>	<p>(小児普通旅客運賃)</p> <p>第 34 条 小児普通旅客運賃は、次の各号に掲げる当社線と自動車線の小児普通旅客運賃を併算した額とする。</p> <p><u>(1)</u> 当社線区間 旅客規則の定めるところによつて計算した運賃から 30 円を低減した額</p>

現行	改正
<p><u>ロ</u> 自動車線区間 J R九州バス株式会社が定める旅客運賃から 20 円を低減した額</p> <p><u>(2) 小児往復普通旅客運賃は、前号の規定によつて算出した小児片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。</u></p> <p><u>(3) 小児連続普通旅客運賃は、各区间ごとに、第 1 号によつて算出した運賃を合算した額とする。ただし、当該区間が当社線内又は自動車線内のみに限られるものであるときは、当該区間の当社線又は自動車線に対する旅客運賃からの低減は行わない。</u></p> <p>(小児割引普通旅客運賃)</p> <p>第 35 条 小児割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に<u>定めるところにより計算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 小児片道割引普通旅客運賃は、次によつて計算したものを併算した額とする。</u></p> <p><u>イ</u> 当社線区間 小児<u>片道</u>普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p><u>ロ</u> 自動車線区間 小児<u>片道</u>普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p><u>(2) 小児往復割引普通旅客運賃は、前号の規定による小児片道割引普通旅客運賃を 2 倍した額とする。</u></p> <p><u>(3) 連続乗車する場合の小児割引普通旅客運賃は、各区间ごとに、前条第 3 号の規定によつて計算した旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額を合算した額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(乗車券の有効期間)</p> <p>第 46 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p>	<p><u>(2)</u> 自動車線区間 J R九州バス株式会社が定める旅客運賃から 20 円を低減した額</p> <p>(小児割引普通旅客運賃)</p> <p>第 35 条 小児割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号によつて計算したものを併算した額とする。</p> <p><u>(1)</u> 当社線区間 小児普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p><u>(2)</u> 自動車線区間 小児普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>(中略)</p> <p>(乗車券の有効期間)</p> <p>第 46 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p>

現行	改正
<p>(1) 普通乗車券</p> <p><u>イ 片道乗車券</u></p> <p><u>(イ) 一般の場合</u></p> <p>当社の営業キロと J R 九州バス株式会社の営業キロ（旅客規則第 14 条及び第 71 条の規定により当社線の旅客運賃を計算するときは、同第 154 条第 2 項に規定する営業キロ。以下、この章において同じ。）を通算し、旅客規則第 154 条第 1 項第 1 号 <u>イ本文</u> の規定によつて算定する。</p> <p><u>(ロ) 福岡付近大都市近郊区間と、この区間に接続する自動車線との場合</u></p> <p>福岡付近大都市近郊区間と、この区間で接続する自動車線との相互間に発着する場合の有効期間は、<u>(イ)</u> の規定にかかわらず、1 日とする。</p> <p><u>ロ 往復乗車券</u></p> <p><u>片道乗車券の有効期間の 2 倍とする。</u></p> <p><u>ハ 連続乗車券</u></p> <p><u>各券片について、片道乗車券の計算方法によつて計算した有効期間を合計した期間とする。</u></p> <p>(2) 定期乗車券</p> <p>通勤定期乗車券及び通学定期乗車券</p> <p>1 箇月、3 箇月又は 6 箇月とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(途中下車)</p> <p>第 47 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によつて、その券面に表示された発着区間内の着駅（旅客運賃が同額のため 2 駅以上を共通の着駅とした乗車券については最終着駅）以外の駅に下車して出場した後、再</p>	<p>(1) 普通乗車券</p> <p><u>イ ロ以外の場合</u></p> <p>当社の営業キロと J R 九州バス株式会社の営業キロ（旅客規則第 14 条及び第 71 条の規定により当社線の旅客運賃を計算するときは、同第 154 条第 2 項に規定する営業キロ。以下、この章において同じ。）を通算し、旅客規則第 154 条第 1 項第 1 号の規定によつて算定する。</p> <p><u>ロ 福岡付近大都市近郊区間と、この区間に接続する自動車線との場合</u></p> <p>福岡付近大都市近郊区間と、この区間で接続する自動車線との相互間に発着する場合の有効期間は、<u>イ</u> の規定にかかわらず、1 日とする。</p> <p>(2) 定期乗車券</p> <p>通勤定期乗車券及び通学定期乗車券</p> <p>1 箇月、3 箇月又は 6 箇月とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(途中下車)</p> <p>第 47 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によつて、その券面に表示された発着区間内の着駅（旅客運賃が同額のため 2 駅以上を共通の着駅とした乗車券については最終着駅）以外の駅に下車して出場した後、再</p>

現行	改正
<p>び列車等により乗り継いで旅行すること（以下「途中下車」という。）ができる。ただし、次の各号に定める駅（連絡接続駅を除く。）においては、途中下車をすることができない。</p> <p>(1) 全区間のキロ程が<u>片道</u>100キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。</p> <p>(2) 前条第1項第1号<u>イの(ロ)</u>に規定する区間に発着する普通乗車券所持の旅客は、その区間内の駅</p> <p><u>(3)</u> 運輸機関が特に途中下車できない駅を指定した場合は、その指定した駅</p>	<p>び列車等により乗り継いで旅行すること（以下「途中下車」という。）ができる。ただし、次の各号に定める駅（連絡接続駅を除く。）においては、途中下車をすることができない。</p> <p>(1) 全区間のキロ程が100キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。</p> <p>(2) 前条第1項第1号<u>ロ</u>に規定する区間に発着する普通乗車券所持の旅客は、その区間内の駅</p> <p>(3) <u>第61条から第63条まで規定により区間変更の取扱いをする場合で、原乗車券の旅客会社線区間の発駅から変更着駅までを通じた区間が旅客会社線大都市近郊区間内相互発着となるときは、変更後の乗車券の券面区間内の駅</u></p> <p><u>(4)</u> 運輸機関が特に途中下車できない駅を指定した場合は、その指定した駅</p>
<p>(乗車区間の選択)</p> <p>第48条 次の各号の旅客は、当該各号に掲げる区間のうち、いずれか一方を選択して乗車することができる。</p> <p>(1) 旅客規則第157条第1項に規定する 区間発着の普通乗車券を所持する旅客 } 同条に規定する区間 又は経路</p> <p>(2) 第46条第1項第1号<u>イの(ロ)</u>に規定する 区間発着の普通乗車券を所持する旅客 } 福岡付近大都市 近郊区間内の経路</p> <p>(中略)</p>	<p>(乗車区間の選択)</p> <p>第48条 次の各号の旅客は、当該各号に掲げる区間のうち、いずれか一方を選択して乗車することができる。</p> <p>(1) 旅客規則第157条第1項に規定する 区間発着の普通乗車券を所持する旅客 } 同条に規定する区間 又は経路</p> <p>(2) 第46条第1項第1号<u>ロ</u>に規定する 区間発着の普通乗車券を所持する旅客 } 福岡付近大都市 近郊区間内の経路</p> <p>(中略)</p>
<p>(乗車券の様式)</p> <p>第53条 乗車券の様式は、旅客規則第189条から第191条まで、<u>第193条から第196条まで、第198条</u>から第201条まで、第208条、第222条から</p>	<p>(乗車券の様式)</p> <p>第53条 乗車券の様式は、旅客規則第189条から第191条まで、<u>第199条</u>から第201条まで、第208条、第222条から第223条に規定するものに準</p>

現行	改正
<p>第 223 条に規定するものに準ずる。この場合、区間を金額により表示するものにあつては、発売運賃のほか、接続駅名、運輸機関名及び接続駅からの区間運賃を</p> <p>「 何々会社線 飯塚 ▶ 何円区間」 の例により、また、区間を営業キロ地帯により表示するものにあつては、営業キロ地帯を着駅名の表示にかえ、当社線の営業キロ地帯を「(九州会社線何 km まで)」の例により表示する。</p> <p>(注 1) JR九州バス株式会社発売の乗車券の発駅名には「BRT彦山から」の例により自動車線の略号を附記する。</p> <p>(注 2) JR九州バス株式会社において発売する補充式乗車券の発区分記号の印刷は、これを省略する。</p> <p>(注 3) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりとする。</p> <p>第 189 条 常備<u>片道</u>乗車券の様式</p> <p>第 190 条 準常備<u>片道</u>乗車券の様式</p> <p>第 191 条 補充<u>片道</u>乗車券の様式</p> <p><u>第 193 条 常備往復乗車券の様式</u></p> <p><u>第 194 条 準常備往復乗車券の様式</u></p> <p><u>第 195 条 補充往復乗車券の様式</u></p> <p><u>第 196 条 常備連続乗車券の様式</u></p> <p><u>第 198 条 補充連続乗車券の様式</u></p> <p>第 199 条 常備定期乗車券の様式</p> <p>第 200 条 準常備定期乗車券の様式</p> <p>第 201 条 補充定期乗車券の様式</p> <p>第 208 条 団体乗車券の様式</p> <p>第 222 条 クーポン乗車券類の様式</p> <p>第 222 条の 2 特殊共通券の様式</p> <p>第 223 条 特殊指定共通券の様式</p>	<p>ずる。この場合、区間を金額により表示するものにあつては、発売運賃のほか、接続駅名、運輸機関名及び接続駅からの区間運賃を</p> <p>「 何々会社線 飯塚 ▶ 何円区間」 の例により、また、区間を営業キロ地帯により表示するものにあつては、営業キロ地帯を着駅名の表示にかえ、当社線の営業キロ地帯を「(九州会社線何 km まで)」の例により表示する。</p> <p>(注 1) JR九州バス株式会社発売の乗車券の発駅名には「BRT彦山から」の例により自動車線の略号を附記する。</p> <p>(注 2) JR九州バス株式会社において発売する補充式乗車券の発区分記号の印刷は、これを省略する。</p> <p>(注 3) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりとする。</p> <p>第 189 条 常備<u>普通</u>乗車券の様式</p> <p>第 190 条 準常備<u>普通</u>乗車券の様式</p> <p>第 191 条 補充<u>普通</u>乗車券の様式</p> <p>第 199 条 常備定期乗車券の様式</p> <p>第 200 条 準常備定期乗車券の様式</p> <p>第 201 条 補充定期乗車券の様式</p> <p>第 208 条 団体乗車券の様式</p> <p>第 222 条 クーポン乗車券類の様式</p> <p>第 222 条の 2 特殊共通券の様式</p> <p>第 223 条 特殊指定共通券の様式</p>

現行	改正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 55 条 旅客規則第 225 条、第 226 条及び第 227 条第 1 号イの(ロ)の規定は、この節に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第 225 条 一般用特別補充券の様式</p> <p>第 226 条 特殊区間用特別補充券の様式</p> <p>第 227 条 乗車変更専用特別補充券の様式</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 55 条 旅客規則第 225 条、第 226 条及び第 227 条第 1 号イの <u>(イ) 及び</u> (ロ) の規定は、この節に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第 225 条 一般用特別補充券の様式</p> <p>第 226 条 特殊区間用特別補充券の様式</p> <p>第 227 条 乗車変更専用特別補充券の様式</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(区間変更)</p> <p>第 61 条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後において、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅又は経路について、次の各号に定める変更（以下「区間変更」という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(区間変更)</p> <p>第 61 条 普通乗車券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後において、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅又は経路について、次の各号に定める変更（以下「区間変更」という。）をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(2) 第 1 号の場合において、原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）が次のいずれかに該当するときは、原乗車券の区間に対してすでに収受した旅客運賃と実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不</p>	<p>(2) 第 1 号の場合において、原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）が次のいずれかに該当するときは、原乗車券の区間に対してすでに収受した旅客運賃と実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不</p>

現行	改正
<p>足額を収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が、割引普通乗車券であつて、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によつて計算する。</p> <p>イ 第 46 条第 1 項第 1 号 <u>イの(ロ)</u> に規定する区間内にある駅相互発着の乗車券で、同区間内 <u>の駅</u> に区間変更の取扱いをするとき。</p> <p>ロ 片道の乗車区間のキロ程が 100 キロメートル以内の普通乗車券で区間変更の取扱いをするとき。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>足額を収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が、割引普通乗車券であつて、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によつて計算する。</p> <p>イ 第 46 条第 1 項第 1 号 <u>ロ</u> に規定する区間内にある駅相互発着の乗車券で、同区間内 <u>相互発着の乗車券</u> に区間変更の取扱いをするとき。</p> <p>ロ 片道の乗車区間のキロ程が 100 キロメートル以内の普通乗車券で区間変更の取扱いをするとき。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(連絡運輸区域を越える通過連絡運輸にかかわる特例)</p> <p>第 63 条 旅客が旅行開始後又は使用開始後に自動車線を通過し、前後の当社線にまたがって乗車する乗車変更の請求をした場合は、<u>第 1 条第 2 項に規定する区間</u> 内で第 61 条の規定による区間変更を行い、<u>第 1 条第 2 項に規定する区間</u> を越える区間は別途乗車としてその区間に対する <u>片道</u> 普通旅客運賃を収受する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(連絡運輸区域を越える通過連絡運輸にかかわる特例)</p> <p>第 63 条 旅客が旅行開始後又は使用開始後に自動車線を通過し、前後の当社線にまたがって乗車する乗車変更の請求をした場合は、<u>別に定める連絡区域</u> 内で第 61 条の規定による区間変更を行い、<u>別に定める連絡区域</u> を越える区間は別途乗車としてその区間に対する普通旅客運賃を収受する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p style="text-align: center;">バス高速輸送システム旅客連絡運輸規則別表前文</p> <p>1 連絡運輸の範囲</p> <p>連絡運輸は、特定の駅間に限り行うものとし、その区域は別に定める。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">バス高速輸送システム旅客連絡運輸規則別表前文</p> <p>1 連絡運輸の範囲</p> <p>連絡運輸は、特定の駅間に限り行うものとし、その区域は別に定める。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>

現行

改正

4 この表においては、左欄の用語をもって右欄の事項を表示するものとする。

4 この表においては、左欄の用語をもって右欄の事項を表示するものとする。

片	片道乗車券
往	往復乗車券
続	連続乗車券
勤定	通勤定期乗車券
学定	通学定期乗車券
団	団体乗車券

乗	普通乗車券
勤定	通勤定期乗車券
学定	通学定期乗車券
団	団体乗車券

規則別表

規則別表

連絡会社名	経由運輸機関名 及び区間	接 続 駅	乗車券 の種別	特殊取 扱事項
J R 九州バス 株式会社線		久大本線	片、往、続、勤 定、学定、団	
		夜明		
		同		
		光岡		
		同		
日田	同			
日田彦山線	同			
添田	同			

連絡会社名	経由運輸機関名 及び区間	接 続 駅	乗車券 の種別	特殊取 扱事項
J R 九州バス 株式会社線		久大本線	乗、勤定、学定、 団	
		夜明		
		同		
		光岡		
		同		
日田	同			
日田彦山線	同			
添田	同			